

前略、田中一郎です。

下記は原子力ドットコム・キホーテの藤原節男さんからのメールです。「地震学の間違いを公にする会」会長 田内雄司さんからのメールを多くの方々にご紹介するものです。

下記について、原発・核燃料サイクル施設再稼働の裁判を闘って下さっている弁護士の方々に対する批判は当たらないと思いますし、また、原告側市民が裁判での陳述や説明を田内氏のおっしゃるような変えたとしても、さて、今日の日本の司法・裁判所が再稼働を認めない方向に転換するかどうかは極めて怪しいと私は見えています。しかし、それらの点を除けば、下記に書かれていることは概ね妥当なことで、一読に値すると思います。(特に原告市民側の弁護士への悪しざまな批判はおやめいただきたい)

私から補足をしておきますと、原発・核燃料サイクル施設にかかる基準地震動については、次の6つに大問題があり、こんなものは原発・核燃料サイクル施設の設計の基準などにはしてはいけないものです。地震・津波が過小評価されていて、とても最大地震・津波などと言える代物ではありません。

1. 基準地震動・基準津波は下記の理由から最大地震ではなく、原発・核燃料サイクル施設の設計基準には使ってはならない

(1) 過去の限られたデータの平均値を使っている(下記の田内氏の論文にある通り)し、また、いわゆる「安全バッファ」もない

(2) 西日本の活断層断面は垂直型のものが多く、三宅式を使うと大幅に過小評価となる

(3) 2回以上連続して襲ってくる強震度地震に対しては耐えられない(塑性変形を許容している: 熊本地震の例)

(4) 活断層のないところ・ないと思われる場所でも大地震は起きる(岩手宮城内陸地震2008年)

(5) 活断層であるかどうかの判断を、過去に遡ること12万年前までで切捨てているが短すぎる。少なくとも40万年~100万年前くらいは考慮に入れるべきである

(6) 過去に大津波を起した地震が発生していない海域では「大津波を引き起こす地震は起きない」などという非科学的な考えを採用している

.....

(加えて、原発・核燃料サイクル施設の設計・建設は検査ゴマカシや設計ミスへの隠蔽、手抜き工事が横行しており、極めて危険な状態=原子力規制委員会・規制庁は、再稼働に妨げとなるので、こうした許されない不正や手抜きをきちんと調べて正そうとしていない)(火山リスクも無視)

2. もはや日本の「ヒラメ」司法・裁判所では原発の再稼働は止められないと見ておいた方がいい

脱原発と危険な核施設の廃棄のためには、有権者・国民が「全ての原発・核燃料サイクル施設の即時廃棄」の覚悟を決め、日々のあらゆる選挙における投票行動において、原発を推進ないしは容認ないしは脱原発先送りの態度をとる政治家たちを落選させ、原発・核燃料サイクル施設の即時廃棄を公約とする脱原発政治家を選び出すことが必要である（自民・公明・維新・国民民主党・希望、その他ゴロツキ・タカリ系政治家たちを落選させる）。原発・核燃料サイクル施設は、何の安全性・合理性・経済性・倫理性・妥当性・地域振興性もなく、ただただ悪質な政治の力だけで動いているのであって、従ってまた、政治の力で片付けなければ（小泉純一郎氏の言う通り）、永遠に終わることはなく、日本が滅亡するまで続けられることになるだろう（西日本で原発が重大事故を起せば、あるいは東海村・六ヶ所村の再処理工場にある高レベル放射性廃液が冷却の失敗をすれば大爆発を起こし、おそらく日本は放射能汚染で壊滅状態となる）。

裁判闘争は、判決に期待せず、世論喚起・啓蒙を旨として、今後も市民運動・社会運動の一手段として続けていけばいい。そして、それと並行して、原発・核燃料サイクル施設問題においても、行政や首相官邸・あるいはアメリカに対して、ヒラメのような眼をして追従する日本の司法・裁判官ども、あるいは検察について、これを抜本的に転換する運動へとつなげて行くことが必要である。さすがに今日の日本の裁判官どもを「水戸黄門」か「遠山の金さん」のように認識する人はいなくなったけれど、行政や政治とは異なる「何か」を期待している人は少なくないようだ。「それは甘い」と申し上げておく。第二次司法改革をしなければ、日本の司法・裁判所も検察をよくなることはないだろう（有権者・国民の人権を守り、国民主権を守り、平和主義を貫く＝つまりは日本国憲法を順守する、ようにはならないということだ）。

<有権者・国民や地域住民をナメきった判決・判断が続く原子カムラ支配の日本>

- 東京新聞 伊方原発3号機、再稼働認める 広島高裁、四国電の異議認容 社会(TOKYO Web)
<http://www.tokyo-np.co.jp/s/article/2018092501001532.html>
- 東京新聞 大分地裁も運転容認 伊方原発差し止め認めず 社会(TOKYO Web)
<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201809/CK2018092902000132.html>
- 東京新聞東海第二「適合」 批判意見認めず 規制委、審査書を決定社会(TOKYO Web)
<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201809/CK2018092702000172.html>

（原子力規制委員会・規制庁は柏崎刈羽原発に続き、常識さえ持ち合わせていれば絶対に「適合」などとは言えない・言うてはいけない原発である東海第二にOKを出した。続いて、青森県六ヶ所村再処理工場にもOKが出そうな気配だという。もはやここまでくれば、原子力規制委員会・規制庁は解体しなければダメだ。原発・核燃料サイクル推進の片棒を担ぎ続け、全く

その存在意義を果たさなくなってしまった。原子力規制委員会・規制庁の設置根拠法を廃止にする法案を可決成立させ、原子カムラ・放射線ムラを排除した別のメンバーで、厳しい規制当局の使命を果たせる委員会・省庁を設置し直しである（脱原発を進める場合でも規制当局は必要だ）。これを言わない・棚上げにしたような立憲民主党の「原発ゼロ法案」は私はニセモノと言わざるを得ないと考えている。立憲民主党が自分で発言しているように「原発ゼロ法案」は基本法であって、それだけでは脱原発は具体的には一歩も進まない。自民党補完政党である国民民主党にいたっては、原発・核燃料サイクル施設の一部再稼働は認めるなどと言っている（下記）。「世界最高水準の（安全）基準を満たしたところは例外的に動かし」などと、安倍政権とまるで同じである。福島第1原発事故後も全く進歩がないし、学習効果もないということだ。ふざけるな！ 小泉純一郎のツメのアカでも煎じて飲め！ : 田中一郎)

（関連）原発再稼働を一部容認＝国民代表（時事通信） - Yahoo!ニュース

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20180925-00000094-jij-pol>

3. 脱原発は政治を大きく転換しない限り達成できない

しかしながら、市民運動・社会運動においては、いまだに「何の力にもならない既成政党の合従連衡論」に拘泥し、虚偽表示・「口先やるやる詐欺」の政党や政治家どもまでをも含めた「多数派形成」を言う人たちが少なくない。しかし、覚悟の決まらない、フラフラしたような政治家をいくら数集めたところで、所詮は烏合の衆であり「選挙互助会」にすぎない。そんな連中が脱原発という大きな「世直し」をできるはずもないし、また、市民運動・社会運動がそんなことでは脱原発などできないだろう（仮に政権交代をしても脱原発は進まない）。ゴミ・クズ・カスをいくらたくさん集めても、それはゴミ・クズ・カスにすぎない。これまでの歴史が既に証明済みである。原子カムラ・放射線ムラは甘くない。彼らは社会的に根絶しなければ、一旦止めたとしてもゾンビのように生き返る。有権者・国民が、原発大事故の危機感をバネにし、そして、自分たちの「大きな物差しの自己利害」をきちんと自覚して覚悟を決め、脱原発政治家を選挙で大量に選び出すことが脱原発への最短距離なのだ。

4. 参考文献

（1）原発訴訟と裁判官の責任（イントロ部分）（樋口英明『世界 2018. 10』）

<https://www.iwanami.co.jp/book/b376558.html>

（すばらしい文章でした。今月号の岩波月刊誌『世界』は「安全神話、ふたたび」の特集号です。みなさま、原本をご購入の上、ご一読を。私は樋口さんのような方に最高裁判事・最高裁長官をおやりいただきたいと思います。返す刀で、ロクでもない判決＝特に日本国憲法違反ないしは日本国憲法から逃げ回るヒラメ裁判官どもには、相応の厳しい対応を有権者・国民がなすことができる「制度改革」もまた、必要であると思っております。その話はまた別途

させていただきます。: 田中一郎)

(2) 原発地震動に対する安全性の視点 原発はどんな地震のゆれにも安全でなければいけない-内山成樹/著 (七つ森書館)

https://www.e-hon.ne.jp/bec/SA/Detail?refShinCode=0100000000000033799099&Action_id=121&Sza_id=E1

草々

(メール転送です)

=====

BCC 各位(拡散希望)

from 藤原節男(原子力ドンキホーテ、原子力公益通報者)

件名:「原発裁判が必ず負ける理由」の補足追加版 「地震学の間違いを公にする会」 会長 田内雄司【拡散希望】

お世話になっています。頭書の件、広瀬隆さんから、以下の E-mail (3) を受信しました。「私(広瀬隆)も同じ事実を指摘している」とのこと。補足追加版として紹介します。

———E-mail (3)———

From: 広瀬隆

Sent: Thursday, September 27, 2018 11:49 AM

Subject: Re: 藤原節男様 広瀬隆です

藤原節男様 広瀬隆です。

田内雄司さんが書かれたことは、意見ではなく、科学的・工学的な事実です。

実は私も、1995 年以来、同じ事実を書物に記述し、『日本列島の全原発が危ない』で松田時彦の式を実例にとって実証していますが、反原発運動が、この最大の耐震性問題を取り上げないのはどうしたことでしょう。

このような現状で、昨年の広島高裁の決定(伊方原発運転停止)に喜んでいた反原発運動家たちは、何を考えているのでしょうか。

ちょうど一年前に、田内雄司さんから下記のメールを受け取ったので、「私も同じ事実を指摘している」と返事しておきました。

.....

広瀬隆様

12. 9. 2017

「原発の耐震基準は設定不可能」で裁判を戦ってください。

科学的な事実は反論できません。

原発の安全を保証する手段は存在しません。

裁判に勝って原発を止めることができます。

私は昭和 39 年に九州大学工学部冶金学科を卒業し、JXホールディングス（ガソリンスタンドENEOS）に勤めました。

研究所勤務が長く、企業発祥の地である茨城県日立市にある日立製錬所の環境担当部長を務めたこともあります。

私はこの様に一流企業で信頼できる人物と評価されていました。

私は自分でも研究し、実験計画法や統計を教えた経験を持つ、研究や統計のプロです。

私は原発事故後に、原発の耐震基準設定法を見て仰天しました。

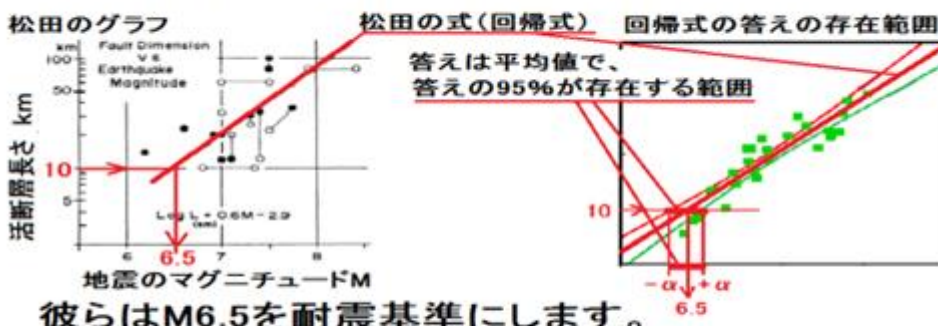
彼らは統計初心者の犯す典型的な間違いで耐震基準を設定していました。

私が生徒に統計の手法である回帰分析を教えると生徒は必ず間違えます。

彼らはデータから求めた回帰式が地震全体の法則を表すと錯覚しています。

日本の無能弁護士を誰か教育して！

大学1年で学ぶ統計の基礎が理解できません。



彼らはM6.5を耐震基準にします。

6.5は確定値ではありません。

6.5 ± αにある確率95%と表示する推定値です。

答えは「6.5付近にあるが何処にあるかはわからない」のです。

回帰式で耐震基準の設定は出来ません。

耐震基準は未来にそこで起きる最大の地震を予測して、その振動に耐えるように決めます。

データから求めた回帰式は標本回帰式です。

松田の式は標本回帰式で「松田のデータだけを表す式」です。

地震全体の極々一部を表す式に過ぎません。

未来の地震がこの式に従って起きることは有りません。

従って耐震基準の設定には使えません。

標本回帰式が無数に集まって地震全体の法則を表す母回帰式になります。

未来の地震もこの法則に従って起きますから耐震基準の設定に使えます。

しかし母回帰式の答えは推定平均値です（統計学の公理）。

耐震基準の数値を平均値で与えられても設備の設計は出来ません。

推定値ですから、確定した一個の答えを持ちません。

母回帰式の答えはAと言う確定値ではなくて、 $A \pm \alpha$ にある確率95%と表示する推定値です。

Aは無数にある解の一つに過ぎません。

Aは推定域の中央値と言う意味しか持ちません。

一個の答えを持たないから、耐震基準を計算することは科学的に不可能です。

彼らはAを代入して計算しますから原発の耐震基準の数字は何の根拠も有りません。

規制委員会自身が原発の耐震基準の数字は当てにならないと証明しています。

松田の式は松田のデータだけを表す式です。

入倉の式は入倉のデータだけを表す式です。

武村の式は武村のデータだけを表す式です。

地震全体の法則を表す式ではありません。

この事を知らないで耐震基準設定に使っています。

どの式を使うかで耐震基準の数字は全く変わってしまいます。

東京新聞（2016.7.28）によれば、前規制委員長代理の島崎邦彦東大名誉教授の「**大飯原発のように断層が垂直に近いと、関電の式（入倉の式）では地震動を数分の一に過小評価している。武村の式を使うべきだ**」との指摘を受けて、規制委員会事務局で計算しました。

規制委員会事務局は関電と同じ計算をしたが、半分以下と大きな開きが出た。

「関電とは地震波を合成する際のプロセスが異なる為ではないか」と釈明している。

この事は「**どの式を使うかで数値に数倍の開きが出る上に、計算過程の一部の式を入れ替えるだけで数値は半分以下になる**」ことを示しています。

「**計算の過程で多くの値が使われて、どの値を取るかで結果はいかようにも出せることと、規制委はそれを見ていないこと**」が判ります。

そんな数値を使って作った耐震基準に意味があると考え人は異常です。

規制委は安全審査書類の中身は見ないで合格を出す無責任ぶりです。

規制委員会は、耐震基準設定法は「活断層長さを連動する可能性がある」と安全側で審査している」と見直す必要なしと結論しました。

地震の大きさだけを大きく見積もれば済む問題ではありません。

地震のMを代入して計算する次の式も回帰式ですから同じ問題を抱えています。

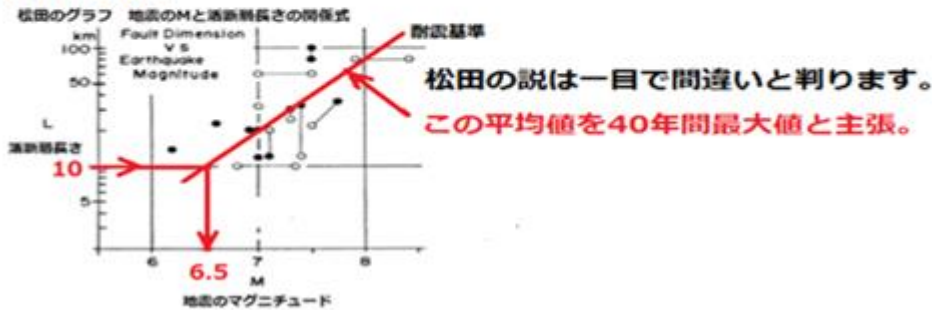
原発の耐震基準は何の根拠も持たない数字ですが、どの計算式を使うかで倍半分になります。

しかし、平均値を組み合わせて計算しますから平均に近い数字になります。

原発の耐震基準は松田の式で「付近の活断層長さからそこで起きる**最大の地震**を想定して」決める。

松田の式で**最大の地震のマグニチュードM**を求め、修正金井の式に代入して原発立地地点への到達エネルギーを出す。これを大崎の式で震動に変換して基準地震動を求める。

これを大崎の手法といい2006年まで全ての原発の耐震基準設定に使われた。



彼らは、このグラフを見て松田の式は最大を現すと 40 年間主張しました。

「原発は最大の地震に備える」と原発の耐震性審査指針に明記しました。

大飯原発裁判の樋口裁判長に「最大ではない。平均値だ」と指摘されるまで続けました。

裁判はグラフを一目見れば判ることを指摘するのに 40 年の歳月を要しました。

そして科学的な事実を指摘した樋口裁判長は名古屋家裁に飛ばされ、替わった林裁判長は「危険はない。運転許可」です。

日本には司法の独立はありません。

活断層長さ 10 km では松田の式の答えは M6.5 です。

ここでは過去に M6.8 と M7.3 の地震が起きています。

6.5 より 7.3 が大きなことは小学一年生で学びます。

しかし彼らは 7.3 より 6.5 が大きいと主張します。

M6.5 を基に耐震基準を決めれば危険な事は誰にでもわかります。

「過去に起きたことは未来にも起きる」から過去のデータを基に耐震基準を決めるのです。

未来にも M6.8 や M7.3 の地震は起きます。

M7.3の地震は耐震基準 M6.5の地震の16倍のエネルギーを持ち震動強度は2.5倍です。

設備強度は耐震基準の2.5倍なければ、この震動には耐えられません。

この様に原発の耐震基準は実際の地震に超えられるように決めてあります。

この事を彼らに面と向かって指摘しても理解できません。

彼らは松田教の信徒です。

松田が「回帰式の答えは最大値」と言ったので入倉も武村も地震研の強振動レシピも最大値と言い続けました。

一般の人に松田のグラフを見せて「この線が最大値です」と言えば、馬鹿な事を言うなと怒ります。

しかし「これで原発の耐震基準は決めてあります」と言うと黙ってしまいます。

「専門家がそんな馬鹿な間違いを40年間もするはずはない。この男は嘘つきだ」と判断します。

大飯原発裁判では「原発は平均値を最大値と偽った耐震基準で作られている」と指摘されました。

国は間違った耐震基準を電力会社に与えて欠陥原発を作らせました。

国の犯した最大の犯罪です。

姉齒一級建築士は数棟のマンションの耐震力の計算を誤魔化し、マスコミは大騒ぎして、国会でも取り上げて刑務所に送りました。

国の機関である裁判所の裁判長と言う公人が犯罪の事実を指摘しました。

しかし誰もこれを犯罪と認識した人は居ません。

個人が犯せば犯罪なら、国家公務員が犯しても犯罪です。

日本には法の下での平等はありません。

しかしこの事を日本の新聞は一致協力して国民の目から隠しました。

裁判の要旨にも載っていません。

裁判の判決文の謄本を見てください。

私の主張が正しいと分ります。

原発は 2005 年以降十年足らずの間に 5 回も耐震基準をオーバしています。

福島の事故では津波到達以前に原子炉の配管が破損していたことは確実です。

世界に張り巡らされた原爆実験監視網に炉内ガスが検出されています。

この地震の活動期に原発を運転するのは自殺行為です。

原発裁判の弁護士は「原発の耐震基準設定は科学的に不可能」が理解できません。

大飯原発裁判の勝利を勝ち取った内山弁護士は「回帰式は耐震基準設定に使えるが誤差が大きい。危険だ」と主張しました。

「危険かどうか」を判断するのは裁判長です。

樋口裁判長のような正義の士だから勝利出来ました。

樋口裁判長は左遷され、替わった林裁判長は「危険はない。運転許可」です。

国は裁判官を取り換えて望みの判決を出すことが出来ます。

司法の独立を死守すべき立場の人が進んで行政に尻尾を振ります。

内山弁護士とそのブレーンに 30 分間「回帰式で耐震基準設定は出来ないこと」を説明しました。

しかし彼らは聞いている振りをしたただけでした。

人は自分がよく知っていると思っていることについては聞く耳を持ちません。

「回帰式で耐震基準の設定は出来ない」事は工学部の学生であれば大学 1 年生で学びます。

昔からの反原発の闘士は地震学の間違いを刷り込まれていて、この事が理解できません。

裁判では相変わらず「原発の耐震基準は平均値だ。しかし危険はない」と主張する相手に対して「危険だ」と戦っています。

裁判官は国の言いなりですから無駄な努力です。

「回帰式を使って耐震基準は設定できない」と裁判で主張してください。

科学的な間違いは反論できません。

地震学は「地震のデータから求めた回帰式を、一般的な方程式と見做して、他の回帰式と組み合わせる解を得る」研究手法を使っています。

しかしこの研究手法は科学的に間違いです。

回帰式は一般の方程式と違った性質があり、組み合わせることは出来ません。

(母) 回帰式の答えは推定平均値です。(統計学の公理)。

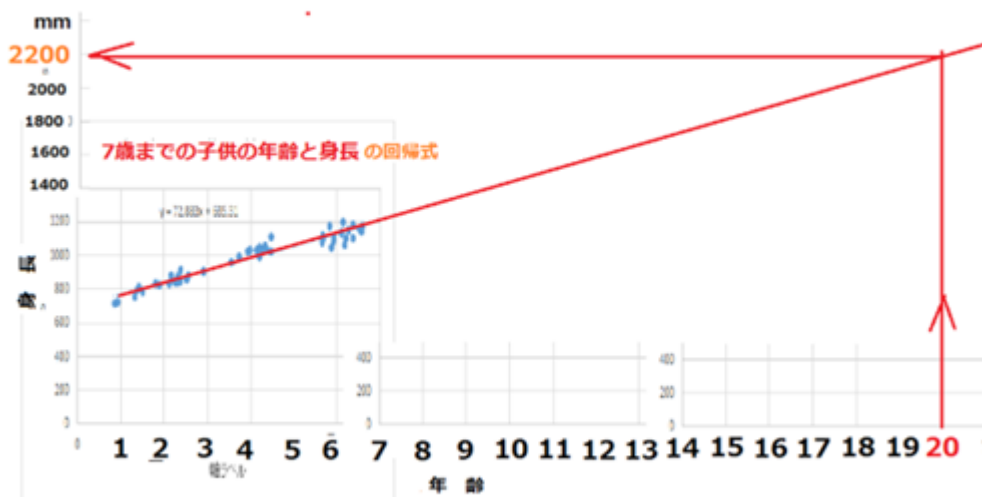
一個の答えを持たないので計算できません。

回帰式はそのデータの範囲で使うのが鉄則です。

7歳までの子供の年齢と身長を20歳まで延長すればどうなりますか？

平均身長 2メートル 20センチの巨人族が誕生します。

回帰式はそのデータの範囲で使うのが鉄則



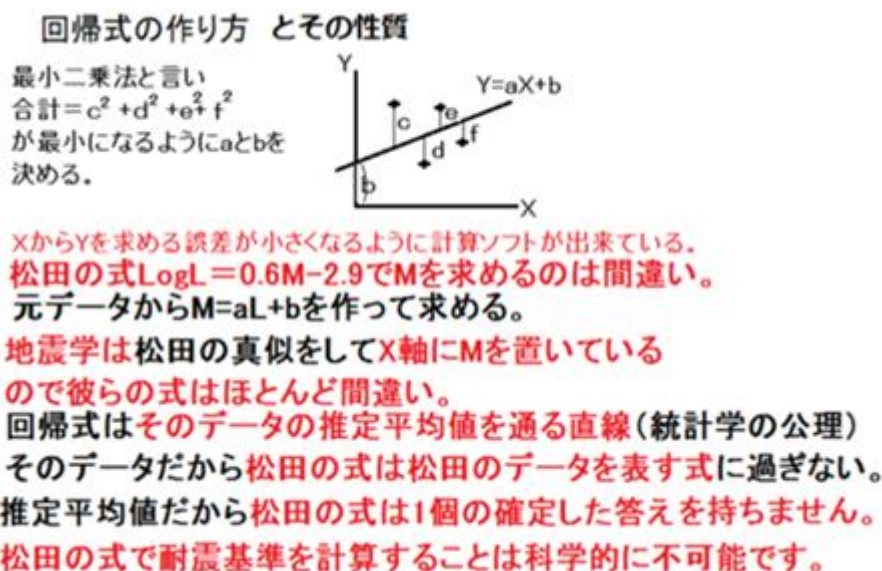
回帰式はX軸（横軸）に原因、Y軸（縦軸）に結果と決まっています。

XからYを求めるときの誤差が小さくなるように計算ソフトが出来ています。

松田の式 $\text{Log}L(\text{km})=0.6M-2.9$ はMからLを求めるときの誤差が小さくなる式です。

この式を使ってLからMを求めると無視できない誤差が生じます。

元データから $M=aL+b$ の式を作ってMを計算する必要があります。



地震学は松田の真似をしてX軸にMを置いていますから、彼らの計算式は殆どが間違いです。

地震学者はグラフも読めず、大学1年生で学ぶ回帰式の性質も知りません。

とても研究者と呼べるレベルではありません。

彼らの科学論文は酷いもので文章では最大値と述べ、グラフは平均値です。

40年間それに誰も気づかない阿呆集団です。

広瀬さんの「明日にも原発事故が起き、日本は破滅する」危機感は私も同じです。

原発は付近で普通の地震が起きれば耐震基準をオーバーします。

大飯原発裁判で「最大値でない。平均値だ」と指摘されてどの原発も耐震基準の数字を引き上げました。

しかし原発の心臓部は一旦運転したら補強することは不可能です。

強烈な放射線を放つ鉄のお釜を如何やって補強しますか？

九電は正直に「川内原発は建設時の 372 ガルを 620 ガルに引き上げる。しかし補強工事はしない。計算で安全と確認した」と公言しています。(毎日 2014. 10. 19)

建設時の 372 ガルは設計用限界地震 S2「到底起こり得ない地震だから設備は変形しても良いが放射能は漏れないこと」と言う条件で設計してあります。

材料が弾性限界を超えて破断するまでの強度を当てにして建設費を抑えました。

372 ガルを超えれば変形するように作った原発に 620 ガルが襲い掛かる計算です。

安全確認の計算に誤魔化しが有るのは確実です。

しかし彼らは書類の中身は見ないで安全審査に合格させます。

それにこの 620 ガルも平均値です。

彼らの計算式は回帰式ですから答えは平均値です。

実際の地震は遥かに大きなものです。

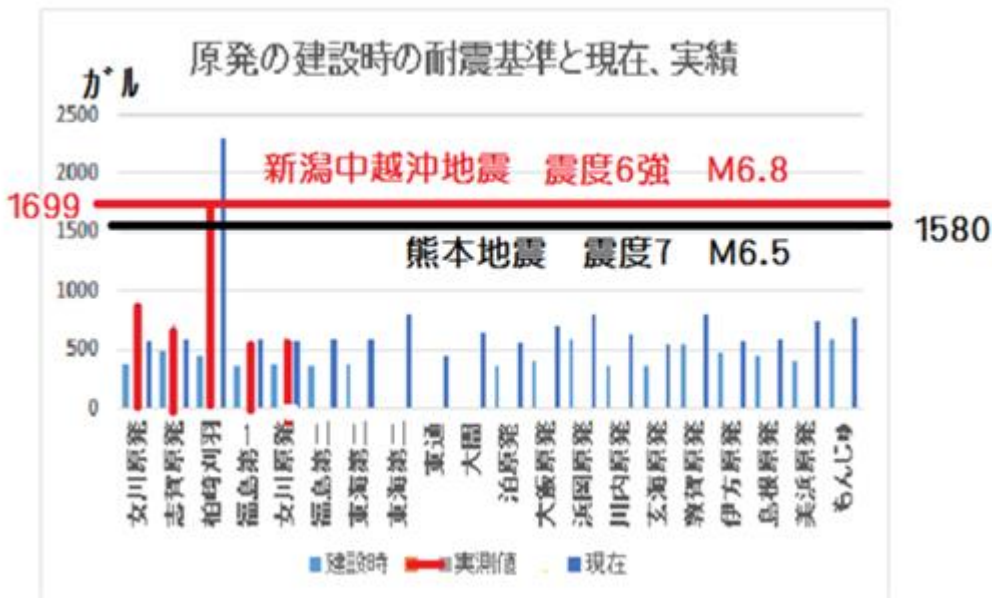
2007 年の新潟中越沖地震では柏崎刈羽原発は 1699 ガル（規制値の 3.8 倍）の猛烈な地震動に襲われました。

震度 6 強、M6.8 の普通の地震です。

熊本地震では M6.5 の普通の地震で 1580 ガルが観測されています。

この震動に原発は耐えられません。

どの原発も付近で普通の地震が有れば壊れます。



地震学の間違いで津波高さの予測も平均値です。

地震学の間違いが原発事故を起こし、津波で 18000 人も殺しました。

地震学の間違いは全世界で共通です。

地震学の間違いが世界で引き起こす大災害を防ぐ必要があります。

広瀬隆さんの名前が有れば外国特派員クラブで記者会見して「地震学の間違いとその危険」を世界に向けて発表出来ます。

広瀬隆さん個人の力で原発を止め、津波対策をまともにすることが出来ます。

私に会ってください。

76 歳 無職 〒336-0034 さいたま市南区内谷 7-7-25 田内雄司

Tel 048-864-8466 tauchi@jcom.zaq.ne.jp

-----E-mail(2)-----

From: fujiwara_setsuo

Sent: Thursday, September 27, 2018 9:19 AM

Subject: 原発裁判が必ず負ける理由 2018. 9. 27 「地震学の間違いを公にする会」 会長 田内雄司【拡散希望】

BCC 各位(拡散希望)

from 藤原節男(原子力ドンキホーテ、原子力公益通報者)

件名：原発裁判が必ず負ける理由 2018.9.27 「地震学の間違いを公にする会」会長 田内雄司

お世話になっています。頭書の件、「地震学の間違いを公にする会」田内雄司会長から、以下のE-mail(1)を受信しました。私(藤原節男)は、品質管理、統計学の専門家でもある田内雄司さんの主張に、強く賛同します。紹介します。

=====

-----E-mail(1)-----

From: tauchi

Sent: Thursday, September 27, 2018 6:00 AM

To: fujiwara_setsuo

Subject: 原発裁判が必ず負ける理由

こんなに簡単なことが理解できませんか？

【原発裁判が必ず負ける理由】

2018.9.27 「地震学の間違いを公にする会」会長 田内雄司

四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町、停止中)の運転差し止めを命じた昨年12月の広島高裁仮処分決定(野々上友之裁判長=当時)を巡る異議審で、同高裁(三木昌之裁判長)は9月25日、四電が申し立てた異議を認め、仮処分決定を取り消した。これで、従来の裁判の手法では勝てないことが実証された。「福井から原発を止める裁判の会」が大飯原発裁判の最高裁への上告を放棄したのは正しいことが証明されたのです。

反原発グループの中には、大飯原発裁判の判決文では「樋口裁判長は原発の耐震基準は平均値だ、と指摘していない」という、小学生並みの国語の読解力の人が居ます。樋口裁判長が、同じく止めた高浜原発仮処分の決定書を見ました。

「原発の基準地震動を地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難いから、基準地震動はその実績のみならず理論面でも信頼性を失っていることになる」と明確に指摘しています。

弁護士は簡単な算数の問題を見落としています。どんなに複雑な計算式でもデータに一個でも平均値を入れると答えは平均値になります。高浜原発の運転開始時の基準地震動(設計用限界地震S2)は370ガルですが、これは平均370ガルです。370ガルに耐えるように設備を作れ

ば、未来の地震の半数は必ず 370 ガルを超えます。原発は必ず地震で壊れるように設計してあるのです。それに、この 370 ガルは設計用限界地震 S2 です。「S2 (370 ガル) は、実際には起こり得ない地震だから、設備は変形しても良いが、放射能は漏れない事」という条件で設計しました。材料の弾性限界を超え、破断寸前までの強度を当てにして建設費を抑えました。370 ガルを超えれば変形するように設計した原発の耐震基準を、設備の補強なしで 550 ガル、700 ガルに引き上げています。装置の耐震計算に誤魔化しがあるのは明確です。

弁護士は設計用限界地震 S2 の意味を理解していないのです。それに 550 ガルも 700 ガルも、実際は平均 550 ガル、平均 700 ガルです。原発の重大損傷を招くクリフエッジは 973.5 ガルと関電は述べています。平均 700 ガルの地震が予測されている時、973.5 ガルは軽々とオーバされます。関電自身が、高浜原発は地震で重大事故を起こすと主張しています。実際に最近起きた地震は、2007 年の新潟中越沖地震(1699 ガル)、2008 年の岩手・宮城内陸地震(4022 ガル)、2016 年の熊本地震(1580 ガル)、2018 年の北海道地震(1505 ガル)と、遥かに大きな地震動が観測されています。

樋口裁判長は「原発の耐震基準は最大の地震に備えると言いながら実際は平均の地震だ」と指摘しました。国の裁判官という公人が、裁判の判決文という公文書の中で「原発の耐震偽装という国の犯罪」を指摘しました。しかし、これを犯罪だと認識した人は裁判長始め、弁護士も、原告も、被告も傍聴人もマスコミも誰一人としていません。恐ろしいことに、誰一人として法の精神を理解している人は居ないのです。姉齒一級建築士は数棟のマンションの耐震力計算を誤魔化し、マスコミは騒ぎ立て、国会でも問題にして、刑務所に送りました。可愛そうに彼の奥さんは自殺しました。民間人がやれば犯罪なら、国家公務員がやっても犯罪です。

今の弁護士は、法の精神も理解できません。回帰式の答えは推定平均値です(統計学の公理)。「確定した答えを持たないから計算できない」と教えても回帰式を勉強しません。無能弁護士を使っているのは裁判費用の無駄使いです。私の勤めていた企業であれば 40 年以上、何の成果もあげない部門は閉鎖します。

新しい視点からのアプローチが必要です。裁判では「田内を証言台に立たせれば勝てる」との樋口元裁判長の判断を信じることです。裁判のプロが勝てると言っているのです。試してみる価値はあります。

地震学者は無数にある地震のデータの中から、自分の好みに合う少数のデータを摘みだし、回帰式を使って自分に都合の良い計算式を製造します。しかし、回帰式の答えは推定平均値です(統計学の公理)。推定値は、このあたりにあるだろうという数字で、ここだと、ピンポイントで確定できる数字ではありません。確定値ではないので、彼らの計算式では、計算するこ

と自体が不可能です。しかし、摘み出した過去のデータの平均値で耐震基準を決めますから、未来の地震の半数は必ず耐震基準を超えます。実際に 2005 年以降の 10 年間で、5 回も耐震基準オーバーが起きています。

原発は地震で必ず壊れるように作ってあります。松田の式は 14 個の地震のデータ、入倉・三宅の式は 60 個の地震のデータ、武村の式は僅か 10 個の地震のデータで出来ています。こんなに少数のデータで作った計算式が、地震全体の法則である訳はありません。データで作った回帰式は標本回帰式で、そのデータだけを表す式に過ぎません。地震全体の極々僅かな部分を表す式に過ぎないのです。彼らは、データで作った計算式が地震全体の法則だと錯覚しています。統計初心者の犯す典型的な間違いです。地震学自体が存在しません。

【参考資料】 高浜原発仮処分の抜粋

平成 26 年（ヨ）第 31 号 大飯原発 3, 4 号機及び高浜原発 3, 4 号機運転差し止め仮処分

主文 高浜原発 3 号機及び 4 号機を運転してはならない。

平成 27 年 4 月 14 日 福井地方裁判所民事第 2 部

裁判長 樋口英明 裁判官 原島麻由 三宅由子

p31、確かに、証拠（甲 225、乙 13）によれば、本件原発においても地震の平均像を基礎としてそれに修正を加えることで基準地震動を導きだしていることが認められる。万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難いから、基準地震動はその実績のみならず理論面でも信頼性を失っていることになる。

p33、本件原発の運転開始時の基準地震動(S2)は 370 ガルであったところ、安全余裕があるとの理由で根本的な耐震補強工事がなされることがないまま、550 ガル(Ss)に引き上げられ、さらに新規制基準の実施を機に 700 ガル(Ss)にまで引き上げられたことが認められる(債務者の書面では、第一の引き上げに伴う工事も第二の引き上げに伴う工事も格納容器及び圧力容器を含む躯体部分は対象となっておらず、配管についてもその厚みを増すなどの工事ではなく、配管の支えを補強するなどの工事にとどまっている。)

安全余裕は構造物の安全性を脅かす不確定要素の程度を意味するのであり、安全性の高さを示す概念ではないから、構造物の完成後において安全余裕の存在を理由として基準が引き上げられるようなことはあってはならないはずである。例えば、エレベーターや貨物自動車の重量制限が安全余裕があるという理由で後に引き上げられるようなことは社会的に許容できることではない。

p24、ア 債務者の主張するイベントツリーについて

仮に、高浜原発に起きる危険性のある地震が基準地震動の Ss の 700 ガルをやや上回るものであり、クリフエッジである 973.5 ガルに達しないと仮定しても、この様な地震が炉心損傷に結

びつく原因事実になることも債務者の自認するところである。これらの事態に対し、有効な手段を打てば、炉心損傷には至らないと債務者は主張するが、次にみるようにその根拠は乏しい。

77歳 地震学の間違いを公にする会 会長 田内雄司

〒336-0034 さいたま市南区内谷 7-7-25 TEL048-864-8466 tauchi@jcom.zaq.ne.jp

=====

以下は、産経デジタル「iRONNA」2018/09/12 ⇒ <https://ironna.jp/article/10679> に、私(藤原節男)が、投稿した記事です。地震学に関する、私(藤原節男)の主張です。

◎活断層による耐震基準の問題点

次に、活断層による耐震基準の問題点について述べたいと思う。現在の耐震基準では、活断層の長さや活断層面積と、地震の大きさ(マグニチュード)との相関関係図から、エイヤ(概算)と公式を作成して、原子力発電所サイトでの地震の大きさ(マグニチュード)を決めている。公式は、地震の最大値を算出するものではなく、地震の平均値を算出する公式である。したがって、公式どおりであれば、未来の地震の半数は、耐震基準を超えることになる。実際に多数の耐震基準オーバーが起きている。

そもそも「活断層の長さや活断層面積から、そこで起こる最大の地震を予測できる」という理論的根拠が薄弱だ。「断層が動いて、地震を引き起こすのではなく、別の原因で地震が生じ、その結果、地震が原因で活断層が生じた」という可能性がある。例えば「マグマの熱によって深層水(超臨界水)が水素と酸素に解離して、その水素と酸素が再結合する時に爆発、爆縮(ばくしゅく)が生じて、その結果、地震、活断層が生じる。断層は地震の傷跡である」という、石田地震科学研究所所長の石田昭氏の学説<末尾の「参考」>がある。過去の計測記録データからは、この「巨大地震は解離水の爆縮で起きる」という石田氏の学説の方が真実味がある。

断層が動いて地震を引き起こすのではなく、別の原因で地震が生じ、その結果、地震が原因で活断層が生じたのであれば、活断層面積から、そこで起こる最大の地震を予測できないということになる。

なお、「大陸プレートと海洋プレートの境界面では、水が大陸プレートと化学反応で結合する。そして、大陸プレートの底部に水素や酸素が多く、軽いマグマを発生させる。富士山のような噴煙型火山では、マグマが浮上、噴出する際に、マグマ圧力低下とともに、マグマが溶岩と水蒸気に分離し、噴煙型火山を形成する」というのが火山学の通説だ。そうであれば、私も以下のとおり、「地震学新説」を唱えたいと思う。

2011年3月11日東北地方太平洋沖地震のような、大陸プレートと海洋プレートの境界面での地震では、海山が地中に滑り込んだ場所のような「地殻のひずみがたまっている場所」で、弾性バネがはじけるようにして、地震が生じるというのが地震学の通説である。

しかし、地殻に弾性バネのような弾性があるはずがない。「弾性バネがはじけるようにして、地震が生じる」というところに無理がある。そこで、私の地震学新説では、このような地殻のひずみがたまっている場所では、海洋プレートの境界面での水が原因で、大陸プレートに薄いマグマ層を発生させ、そのマグマが潤滑剤となり、ハイドロプレーニング（水膜）現象のように大陸プレートが滑ると考える。

ハイドロプレーニング現象(ウィキペディア) ⇒ <https://goo.gl/HzJ8EU>

自動車などが水の溜まった路面などを走行中に、タイヤと路面の間に水が入り込み、車が水の上を滑るようになりハンドルやブレーキが利かなくなる現象。水膜現象ともいう。

なお、パワーボートやプレジャーボートなどでの高速走行において、船底の多くを水面上に出し、水の抵抗を軽減する走法も「ハイドロプレーニング」、または単に「プレーニング」と呼ばれる。

そのように考えると、大陸プレート内の地震も、活断層が動いて、地震を引き起こすのではなく、地殻のひずみがたまっている地層境界面での水や温度、圧力が原因で、マグマ層を成長させ、そのマグマが潤滑剤となり、ハイドロプレーニング現象のように地層が滑る。マグマ層の成長が原因で地震が生じ、その結果、地震が原因で、活断層が生じたということになる。

<参考>

書籍 石田昭『巨大地震は「解離水」の爆縮で起きる!』

(工学社) ⇒ <https://goo.gl/Xfwrp8> アマゾン単行本販売

動画「地震は解離した水の爆発現象である」石田 昭さんの講演 ⇒ <https://goo.gl/zm69pP>

=====

藤原 節男 (Fujiwara Setsuo、原子力公益通報者、原子力ドンキホーテ)

◎原子力公益通報および「原子力ドンキホーテ」単行本全文掲載 ⇒ <http://goo.gl/ovNnIY>

◎北海道大停電、真のリスクは泊原発「チェルノブイリ級核爆発」だ ⇒

<https://goo.gl/VNlcwH>

元原子力安全基盤機構検査員

元三菱重工業(株)原発設計技術者

〒279-0021 千葉県浦安市富岡

TEL&FAX: 047-351-7497

携帯電話: 090-1793-4404

E-mail: fujiwara_setsuo2004@yahoo.co.jp

Facebook: <http://www.facebook.com/setsuo.fujiwara>
<https://www.facebook.com/groups/metit.tent/>

Twitter: <http://twitter.com/#!/setsuo2004>

原子力公益通報 in JNES: <http://bit.ly/1ckc1Y2>

原子力ドッキホーテ: <http://goo.gl/2AEeji>